船舶事故調査報告書

令和７年１０月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和６年７月５日　０８時１０分頃
発生場所	北海道寿都（すっつ）町弁慶岬東方沖 弁慶岬灯台から真方位０９０°　１．５海里付近 （概位　北緯４２°　４９．５′　東経１４０°　１３．４′）
事故の概要	漁船第八宝徳（ほうとく）丸が漁具に絡んだ錨の揚収中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和６年７月５日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　第八宝徳丸、４．４トン ＨＫ３－９４７０４（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 乗組員Ａ$_1$、一級小型・特殊・特定
負傷者	重傷　１人（乗組員Ａ$_1$）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南、風速　約４m/s、視界　良好 海象：波高　約０．５ｍ
事故の経過	本船は、船長、乗組員Ａ$_1$及び乗組員１人（以下「乗組員Ａ$_2$」という。）が乗り組み、なまこ桁網漁を行う目的で、弁慶岬東方の漁場に向けて寿都町寿都漁港を出港した。 本船は、漁場に到着して操業を開始し、３回目のえい網中、約２．５ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で南東進していたところ、速力が低下した。 船長は、約３年前のなまこ桁網漁中、海中に沈んでいた錨がなまこ桁網に絡まり、速力が低下したことがあったので、なまこ桁網に何かが絡まったと思い、主機操縦レバーを中立とした。 船長は、操業を中断してなまこ桁網を揚げる作業を行うこととし、同作業の指揮をとり、なまこ桁網の引き綱を右舷中央部甲板に設置された揚網機で巻き上げるよう乗組員Ａ$_1$に指示し、乗組員Ａ$_2$と共に船尾方を向いて、なまこ桁網漁の桁、チェーン及び桁網からなる漁具（以下「漁具」という。）が海面に揚がってくるのを見ていた。 船長は、船尾部の船縁付近に揚がってきた漁具を見たところ、海底に沈んでいた錨（全長約２７０㎝、爪の長さ約７０㎝）の爪が絡まっているのを認め、漁具に結ばれた引き綱を揚網機に巻き付けた状態で、漁具から爪を取り外した後、船上に揚収することとし、クレーンを操作して同クレーンのフックを取り外した爪に掛けた。 乗組員Ａ$_1$は、約３年前にも錨の揚収を船長と共に本船で行ってお

り、引き綱を本船側に巻き上げた後、錨の揚収を手伝おうとして、揚網機付近から離れて後部甲板に向かった。（図１参照）

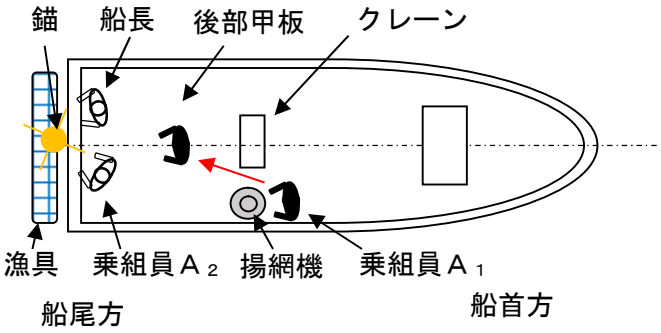

図１　乗組員及びクレーンの配置状況

船長は、クレーンをリモコンで操作することに意識を集中し、吊り上げた錨を見ていたところ、同錨が、船縁（高さ約５０㎝）を越えた際、片方の爪１本が折損し、また、別の爪もフックから外れ、後部甲板上に落下したのを見た。さらに、落下した錨が後部甲板上で船首側に倒れ、その場所にいた乗組員Ａ１の左肩及び首に当たり、乗組員Ａ１が倒れ込むのを視認した。（図２参照）

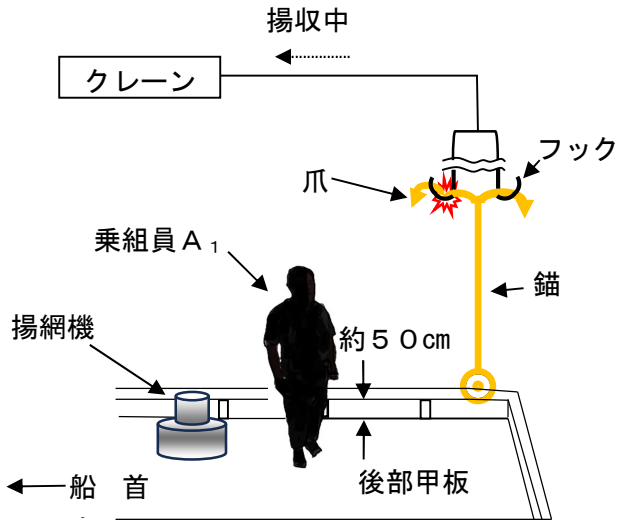

錨を吊り上げて揚収中、錨の爪が１本折損した。

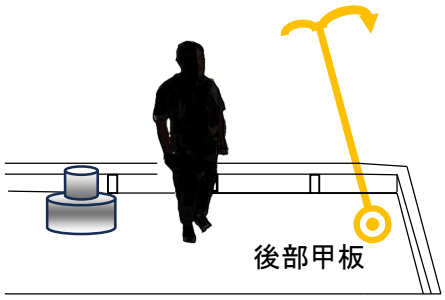

錨が後部甲板に落下した。

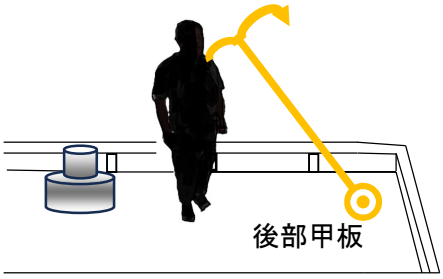

落下した錨が倒れて乗組員Ａ１に当たった。

図２　乗組員Ａ１が負傷に至った状況

船長は、負傷した乗組員Ａ１の止血処置を行い、所属漁業協同組合に本事故の発生を連絡して救急車を要請し、帰港した。

乗組員Ａ１は、寿都漁港で待機していた救急車によって寿都町の医療機関に、その後、ドクターヘリで北海道美唄市の病院に搬送されて頚髄損傷と診断された。

分析

本船は、弁慶岬東方沖において、漁具に絡んだ錨を揚収中、乗組員Ａ１が、クレーンで引き揚げている錨に近づいたことから、爪の折損

	により甲板上に落下して倒れた錨に当たって負傷したものと考えられる。 乗組員Ａ$_1$は、錨の揚収を手伝おうと思ったことから、持ち場を離れて後部甲板に移動し、クレーンで引き揚げている錨に近づいたものと考えられる。 船長は、錨を揚収中、吊り上げ作業に意識を集中して吊り上げた錨を見ていたことから、乗組員Ａ$_1$が後部甲板にいたことに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、弁慶岬東方沖において、漁具に絡んだ錨を揚収中、乗組員Ａ$_1$が、クレーンで引き揚げている錨に近づいたため、爪の折損により甲板上に落下して倒れた錨に当たったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・クレーンを使用して重量物の吊り上げ、吊り下ろしをする際、乗組員又は作業員は、作業指揮者の指揮に従って行動すること。